

## 令和5年度第1回白井市子ども・若者育成支援協議会

- 1 開催日時 令和5年11月30日（木） 午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所 白井市役所東庁舎 1階 会議室101
- 3 出席者 阿比留委員長、眞水副委員長、井川委員、松田委員、佐藤委員、金成委員、篠澤委員、小野委員、一安委員
- 4 欠席者 筋委員、山本委員
- 5 事務局 會主査補、鈴木主事
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題 (1) 子ども・若者の居場所づくりに関する提言書について  
(2) しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）の策定について  
(3) その他

### 8 議 事

（事務局）

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席くださりまして、ありがとうございます。

ただいまから令和5年度第1回白井市子ども若者育成支援協議会を開催します。

本日の会議では、オンラインで参加の委員もいらっしゃいますので、発言の際には必ずマイクをご使用ください。

次に、会議の成立についてですが、白井市附属機関条例第6条第1項で、会議は委員の過半数が出席しなければならないと定められております。

本日の出席者は委員11名中、9名の参加となり、過半数を超えておりますので、本日の会議が成立することを報告します。

また、白井市審議会等の会議の公開に関する指針の規定に基づき、本会議は公開で開催されることとなりますので、ご承知おきください。

続きまして、今年度、一部委員の変更がございましたので、ご報告させていただきます。

#### －変更のあった委員の紹介－

続きまして、事務局である生涯学習課の課長及び係長にも異動があり、本来であれば、この会議に出席し御挨拶申し上げるべきところですが、本日、市議会の日程と重複してしまい、誠に申し訳ありませんが、欠席させていただいております。

それでは改めまして、会議開催にあたり、委員長より一言ごあいさつをいただきます。

(委員長)

よろしく申し上げます。

今回、私がサバティカルで特別研究期間を頂いており、スコットランドにいるために、オンラインで対応をしていただき、最終年度に大変申し訳ないと思っております。

副委員長には、代わりに議長をしていただくという労を取っていただき、改めてお礼を申し上げます。

今年度、これまで皆様と話し合ってきた内容について具体的に提言ができる、そのような段階に入ってまいりましたし、こども家庭庁も発足する中で、私たちがずっと話し合ってきた子どもの居場所ということを進進していくことの重要性が、社会的な認知が広まるというか、共有されていったことになっていると思いますので、ぜひ白井市の中でも、具体的に施策が進んでいくように御協力いただけるようにと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、本日の議事につきましては、白井市付属機関条例第6条第1項により「委員長が会議の議長となる」と定められております。しかしながら、委員長がリモートでの参加となり進行が難しいため、代理として副委員長に進行していただきます。

それでは、副委員長、議事の進行についてよろしく申し上げます。

(副委員長)

それでは、皆様、よろしく申し上げます。

議題1 子ども・若者の居場所づくりに関する提言書について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題1 子ども・若者の居場所づくりに関する提言書についてご説明いたします。

お手元の資料1をご覧ください。

まず、「1 白井市子ども・若者育成支援協議会について」では、今年度委員の入れ替わりがありましたので、白井市の子ども・若者育成協議会の概要を記載させていただきました。説明は、資料をもって代えさせていただきますので、後ほどご確認ください。

次に、「2 子ども・若者の居場所づくりに関する提言について」をご覧ください。昨年度の委員の皆様にご検討いただき、令和5年6月に資料2のとおり、「子ども・若者の居場所づくりに関する提言」を、協議会から市へ提出していただきました。その経緯と結果についてご説明いたします。

平成31年度の会議において、市として子ども・若者に対してどのような支援をしていくかを検討するため、平成29年版子供・若者白書の特集「若者にとっての人のつながり」を参考に、「居場所」と「悩みや心配事」に関するアンケートを実施しました。アンケー

トの対象は、市内在住、在学、在勤の29歳までとし、市内の中学、高校でのアンケートの実施だけでなく、商工会や金融機関、白井ふるさとまつりでチラシを配布した結果、636件の回答を得ました。アンケートの詳細と結果につきましては、資料3をご確認ください。

次に、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面での会議が開催できず、書面会議となりました。アンケートの結果から、白井市においても、居場所がないと感じている人がいること、悩みや心配事を相談できない人、相談先が分からない人がいること、インターネット空間を居場所と感じている人がいることなどが分かり、その考察をふまえて、「インターネット空間に「居場所」をつくること」を事務局から提案しました。

インターネット空間を選んだ理由は、若者に馴染みがあること、「悩みや心配事を誰にも相談しない」「相談先が分からない」と回答した人の半数がインターネット空間を居場所とっていたり、居場所にしたいと回答していること、物理的な場所を用意する必要がないことです。

加えて、事務局からZoomを使用したフリースペース、ゲーム、心配事相談、YouTubeによる参加型ラジオ等の具体的な案を提案し、それに対する意見と、他にどんな居場所が考えられるかの具体的な案を委員の皆様へ伺いました。

その後、令和3年度第1回会議において、委員の皆様からいただいた居場所に対する意見を共有させていただきました。その中で、居場所づくり全般の課題として、誰がやるのか・トラブル対策はどうするのか・長期的に実施できるのかがあがりました。

そこで、事務局から、市で行っている相談事業をご紹介させていただき、まずは、その中で生涯学習課で実施しているニート・ひきこもり相談会を拡充することをご提案させていただきました。すでに実施している事業であれば、人材や場所が確保がされていること、生涯学習課が担当しているため、すぐにでも拡充に取り組めることが主な理由です。

具体的な方法としては、今まで対面のみでの相談でしたが、Zoomでのオンライン相談も選択可能としました。そのことにより、匿名や顔出し無しでの相談が可能となり、ニート・ひきこもり相談会への参加のハードルが下がり、若者の居場所のひとつとなり得ると考えました。

委員の皆様には、この案に賛同いただき、令和3年12月よりオンライン相談の受付を開始しました。

その後、さらなる居場所の拡充を検討することとなりましたが、現時点では、市の総合計画において居場所づくりに係る事業を実施する根拠が薄いことや人材の確保が難しく、すぐに実施するには準備不足であることが課題でした。

そこで、3つの代替案を事務局からお示しました。1つ目は、令和8年度から開始する第6次総合計画に盛り込む施策等を検討することです。2つ目は、市内の公民館等を管理・運営している指定管理者の仕様に居場所づくりを盛り込むことです。最後に3つ目は、居場所づくりの担い手の育成・発掘の仕組みを検討することです。令和3年度第2回会議は書面での開催となったため、それぞれの案を資料でお示しさせていただき、書面で委員の皆様からご意見をいただきました。

その意見を令和4年度の会議で共有させていただき、さらに意見交換をしていただきました。その後、最終的な形として、今までの意見をまとめて、提言書という形で市に提出していただくこととなり、委員長が作成した案を2回にわたってブラッシュアップし、令和5年6月6日付で市教育委員会宛てに提言書を提出していただいたところです。

冒頭でもお示しました資料2が提出いただいた提言書になります。内容は、3つの代替案の中で、一番実現性が高い指定管理者の仕様に居場所づくりを盛り込むことを選びました。令和5年度から西白井複合センターの指定管理者の募集が始まるため、提言書の内容を仕様書に反映することができるからです。

提言書では、委員の皆様の意見をもとに、指定管理者の仕様に居場所づくりを盛り込むことの具体的な内容として、若者世代の居場所、世代間交流ができる居場所を想定した居場所づくり事業の盛り込みと、講座や支援を通じた、居場所をつくり、運営する担い手の育成・発掘を記載しました。

また、付帯事項として、定住を希望する若い世代の支援の充実も記載しています。これは、現在の第5次総合計画における白井市の取り組みが子育て世帯にフォーカスを当てたものになっているという状況からです。子どもを持たない若者世代への支援を充実させることも重要であるとの委員の皆様の共通の意見を反映しました。

続いて資料4をご覧ください。こちらが今年度実際に西白井複合センターの指定管理者募集の際に用いた仕様書の抜粋です。

提言書を受けて、公民館として今後実施を期待する講座や事業に「青少年や若者が積極的に参画することができる活動の充実」「若者世代の居場所づくりや世代間交流できる居場所づくりの充実」「居場所運営の担い手の育成・発掘につながる講座の充実」の3点を追加しました。

説明は以上です。

(副委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明に御意見や御質問等ありましたら、お願いいたします。

(委員)

追加項目のところなのですが、青少年や若者が積極的に参画することができる活動の充実のところなのですが、青少年と若者を分けた理由ってあるのでしょうか。

ほかのところだと若者で統一されているかと思うのですが。

(事務局)

青少年や若者として分けた理由としましては、上の公民館の事業の対象が青少年教育と成人教育で分かれていることから、それぞれ青少年と若者という表現で記載したものになっています。

(副委員長)

ほか、御意見、御質問がある方はいらっしゃいますか。

どうですか。初めてでちょっと分からないと思うのですがけれども、疑問に思ったこととか言ってもらえればありがたいと思います。

(委員)

初めて参加させてもらうので、そもそもの取組自体が余り分かっていないのですがけれども、インターネット講座の居場所を提供することというのは、若者にとっても一番なじみがあるので、いいことなのかなと思います。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

Z o o mでのオンライン相談というのがあったのですがけれども、これは実際の対面のとくと比べて、どれくらい増えたとかというデータとかはあるのでしょうか。

(事務局)

現時点では、お申込みが1人、実施したのもその1人のみだったので、増えたことにはつながってはいないような状況ではあります。

しかし、今までは電話のみで受け付けていたのをオンラインからのお申込みも、このオンライン相談と一緒にスタートしまして、そちらのほうはお申込みが多いので、オンラインの活用によって、相談会へのハードルが下がるという部分に対しては、効果があるのかなというふうに思っていますので、今後、周知等も積極的に進めて、オンライン相談のほうも当事者の参加が増えるように努めていきたいと考えています。

(副委員長)

ありがとうございます。

そのほか、ないでしょうか。委員長、どうですか。

(委員長)

基本的には、事務局の方と相談をしながら、実現可能な形を探っていこうということで、これまで話を進めてきたということがあります。ですので、もし皆様から御意見が頂けるようであれば、これまでずっと3年間、委員をしてきていただいた皆様からは、こういう居場所にできるといいとか、こんなことを盛り込めるといいというふうなアイデアを頂戴してきたのですがけれども、特に、新しく委員になっていただいて、いきなり提言書をまとめるところにコメントをしてほしいと言われても、難しい部分はある

と思うのですけれども、それぞれのふだん働かされている持ち場の中で、こういう若者の姿が見えるので、居場所をつくる時に、こんな若者がいるのだということを想定しながらつくってほしいというようなアイデアのようなものが頂けると、仕様書に盛り込んでいくときの具体例のようなものを示すときの役に立つかなというふうに思いますので、改めて、これまで委員だった皆様にも、具体的な例として、仕様書にどんなことを盛り込めるかということも含めて、こういう若者の姿が気になるねとか、例えば、以前であれば、世代間交流なんていうことを意識した場ができるといいのではないかというふうな話も出ていたかと思っておりますので、そういう例を挙げて、こういうことがあったらいいとか、こういう気になる若者がいるのだとか、あるいは逆に、こんなことは配慮しなければいけないというふうな、そんな御意見を頂けたらと思っております。よろしくお願ひします。

(副委員長)

ありがとうございます。

今、委員長からお話があったことを踏まえて、各分野から選出されていると思うのですけれども、そういったところで御意見を頂ければなと思ひます。

学校現場のほうから来られている委員、どうでしょうか。よろしくお願ひします。

(委員)

目まぐるしく教育現場も状況が変わっていて、一つ、この協議会関係と関わりそうなもので例を挙げれば、中学校の次に高等学校に行くという子どもが、パーセンテージからすると圧倒的に多いわけですがけれども、最近、テレビなどでよくやっていますけれども、サポート校ですね。いわゆる全日制の、朝から高校に出向いて行って、一日高校生活をして、部活動等をやって、夕方自宅に帰ってくるという、数の上では圧倒的に多い高校生ですがけれども、この高校生像とは違う、自宅に居ながらにして、ネットを通して学習をして、月に1回とか2か月に1回とか、スクーリングというのですけれども、高校の建物のほうに実際に出向いて行って、先生に質問をしたり、何か取組をして、単位を修得して、高校の卒業資格を取るといふ。昨日あたりの新聞報道で出ていたのですけれども、これが全体の1割くらいになっているような話も出ていて、かなり増えているのだと。これは個人情報もありますので、言えることは限界があるのですが、本校からも、既にそういうサポート校に受験を希望して出願しているという子どもが何名かおります。やはりネット空間であるとか、そういうところでいろいろ関係をつくって取り組んでいくというのが、世の中かなり主流になってきているのかなというふうに感じます。

ただ、必ずその後に壁にぶつかるのが、ネット空間でできた関係をどう通常の、通常という言葉は適切でないかもしれませんが、対面の人間関係の中に戻すか。あるいは、それを戻す必要があるのかというところも議論の部分かもしれませんが、ネットの中では付き合えるのだけれども、対面になると、なかなか話ができないという、この

壁をなかなか乗り越えられないというのが学校現場ではあります。

ちょっとまとまらない話で申し訳なかったですけども、よろしくお願いします。

(副委員長)

どうもありがとうございました。

そのほか、ないでしょうか。

警察の立場から意見を頂けると。よろしくお願いします。

(委員)

私も今回、初めての参加で、子ども・若者育成支援というところでの今まで積み重ねてきたものもあると思うのですけれども、そういったところがちょっとまだ勉強不足なところもあるのですけれども。

こういった居場所づくりというところで考えれば、今、委員がおっしゃっていたように、確かにインターネットとかバーチャルというのが、どんどん今、若い人については比重が高くなってきているので、インターネットで知り合った友達と会うとか、ネット上でいろいろ話をしているとか、そういったのが増えているなというのを感じるのと。

あと、警察なんかでも、生活安全課の中で行方不明の事案を特に結構よく扱うのですけれども、中学生とか高校生になると、インターネットで知り合った人のところに会いに行くとかというのがあるのですね。ちょこちょこ事件なんかでも取り扱っていると思うのですけれども、そういったのがちょっと問題かなと思っていて。原因が何かないと考えると、結局、家庭で居場所がないから、そういったところに会いに行ったり、家に寄りつかなくなるというのがあるので、公民館とかの居場所づくりというのも大事なのですけれども、最後、寝食を過ごす家が最終的な居場所になると思うので、そういったところもちょっと考えていく必要があるのではないのかなと、今説明を聞いただけで、ふと思ったのはそんなところになります。

以上です。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

(委員)

多少補足というか、話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(副委員長)

お願いします。

(委員)

ありがとうございます。

インターネット空間の居場所というのは、確かに出来上がったところで、私の周りも、中学生たちが、これからお泊まり会と称してト一横に行って、大学生と遊んでくるんだというような話とか、インターネットで出会った女子中学生が大学生と付き合っている

みたいな話はよくあるのですけれども。それとは別に、先ほどのインターネットというか、高校とかそういうところの、いわゆる通信制高校ですよ、サポート校と言いつつも。そういう中で見ていくと、やっぱり注意しなければいけないのが、インターネット空間とリアルをどうやって接続させていくかという話であって。

例えば東京都の場合だと、全日制とか定時制に進学すると、71%は大学に進学するのですよね。けれども、通信制高校に行っている生徒さんは、それが20%まで下がるわけですよ。かつ、高卒就職者というのも、本当にすごくマイノリティー、たった4.8%しかいないのですよね。これが千葉になると、10%台に上がるのですけれども。そういうのが、こちらは学校基本調査からのデータなのですから、そういうデータも見ながら、どうやってサポート校が勃興して、はやってはいますけれども、全日制に行っている生徒との教育機会の差であるとか、進学率の差であるとかというところを埋めていかなければいけないので、そこは課題感として、今回提言に載せないにしても、持っていたほうがいいのかなというふうに、私も現場の教育関係者として思っております。

以上です。

(委員長)

私もいいでしょうか。

(副委員長)

どうぞ。

(委員長)

委員が今、通信制高校在籍の若者の進路、大学進学率についてお話ししていただきましたが、同時に、通信制高校の卒業者の進路未決定者の多さというのも、より地域の中でサポートし得る課題かなという気がしています。

私の記憶では、通信制高校の卒業者の進路未決定者が3割なので、高校時代の関わり自体も薄いんですけども、そういう中で、周りの子たちがどういうふうに進路希望決定していくかということに触れる機会がなかったりだとか、あと、自分自身がどこに行きたいかなとか、何をやりたいかなということを考えるために触れられる情報だとか、経験が制限されることで、なかなか進路を決められずに、また、実際通信制高校に通う中で、取りあえず、現代の日本では、高卒資格くらい持っていなければしょうがないみたいなところで通信制高校に行って、親御さんの話とかを聞くと、高卒資格を金で買ったみたいな話は比較的よく聞く話で。なので、高卒資格は、通信制高校とサポート校で結構なお金を出して買ったけれども、高校時に身につけるべき学力も身につけていないし、経験もできていないまま、ただ高卒資格だけが得られたまま押し出されていくみたいな状況では、今回、提言に盛り込むことではないし、そこら辺は公民館での居場所づくりの事業で対応するには準備ができていなかったり、知識、専門性、経験がない方がやると、かえってリスクになってしまうので、盛り込むことではないけれども、今後の課題



としては、重要なところかなと私も思います。

今、進学率をZ o o mのほうに貼ってくださっていますね。ありがとうございます。

(副委員長)

読み上げてもらってもいいですか。ちょっと見えないので。

(事務局)

代わりに読み上げさせていただきます。

高卒後の進学率。令和4年3月時点。全日制、定時制、全国で、大学等進学率59.5%、専修学校進学率16.8%、就職者14.7%、合計しまして76.3%が進学。東京都の場合、大学進学率71.5%、専修学校進学率11%、就職者4.8%、合計して82.5%が進学。いわゆる専門学校、就職者が圧倒的に少ない状況。

参考として、通信制の進学率。令和3年版ですと、大学進学率が23.1%、専修学校進学率が23.7%、就職者が15%、合計46.8%が進学。これの東京都の場合が、大学進学率が21.4%、専修学校進学率が23.8%、就職者21.2%、合計45.2%が進学となっております。

(委員)

これは、実は不足がありまして、選ぶ高校によっては、各都道府県のデータ調査させていただいたのですけれども、東京都の場合を例に出すと、確かに70%が全日制だと大学に進学しているのですけれども、全日制でも、高校によっては大学進学率が13%とか10%という、いわゆるチャレンジ校と言われる、不登校特化校とかという、そういうところもございますので、やっぱり中学生、高校時代から、高校選びをしていく段階で、行ける大学とか進路というのはほぼ決まってしまうのだよというところは着目していかなければいけないという部分と。

さらに、そういういわゆる低進学校でも、高校、大学を目指せるのだよというようなところを、やっぱりインターネット空間だけでは同質性の集まりになってしまうので、そこで登場するのが公民館の役割だと思うのですね。そこで、リアルな対面の場で、いろいろな大人とか大学生とかに出会うことによって、様々な道があるのだよというところを世代間交流できることによって、いわゆる進学率が低い高校に進学したとしても、先の見通しが持てるようなスキームを組めるという可能性はあるので、そこは少し、今回入れる入れないは別にしても、我々のほうだけでも共通認識として持っておくべきであるということが必要なのかなと思います。

以上です。

(副委員長)

どうもありがとうございました。

そのほか、意見ございますでしょうか。

(委員)

深い見解のような考察など、ちょっとできないかなというふうに思うのですけれども、私は弁護士をしていますので、その立場から、子どもと関わりを持ったときのこととかお話しさせていただくと、非行事件とかを起こす子というのは、やっぱり家に居場所がない、そういう子が多いのですよね。家に居場所がないので、家の外に行く。それで、普通の子は、夕方になったら家に帰っていく。だけれども、非行に走るような子たち、悪いことをするような子たちというのは、つるんでしまうと。居場所がないから、どうしてもそういうところにしか居場所がないということで、犯罪に手を染めていくみたいな、そういうグループに引き込まれていってしまうとか、そういうケースが多いので、そうなる前に、公民館などで居場所をつくってあげて、大人が見る、そういう環境をつくってあげることによって、健全な成長の一助になるのかなというふうに思っていますので、インターネット空間、居場所だけではなく、現実にも身を置く場所というもので、公民館とかでそういう場所を設定できると、少年の非行というものを未然に防げるのかなというふうには思っています。

以上です。

(副委員長)

ありがとうございます。

他に何かありますか。

(委員)

3年前から参加させていただいていますが、今期の活動で提言まで実施できたことはひとつの成果であると思いました。

一方で、先ほどのご説明のなかで、Z o o mでのオンライン相談はまだ利用率が少ないという報告がありました点については、今後どのようにPRして利用率を上げていくかという課題が見えているように思いました。次はこの点について検討する必要があるように思いました。

いままで検討してきた居場所づくりに関しては、子どもたちにこのような居場所があるよというのを周知したいということを検討してきましたが、Z o o mのオンライン相談も、どのようにPRするかということが同じように課題と感じました。子どもたちへの周知に関しては、子どもたちがいる場所、学校が中心になると思いますが、そのような場所でのPRの仕方にもう少し工夫が必要に思いました。また、我々も何かほかにもできないことがないのか、もっと検討してゆきたいと思いました。

あと、先ほどからのお話を伺って感じたのは、今まで考えていた居場所づくりは、居場所のない子どもたちに対する緊急避難的なところをつくらうということであったのだなと思いました。それはそれで重要で、そのための対策はZ o o mオンラインのようにできていると思うのですが、皆様の話は、次に居場所で何をするのかということになっ

ているのではと思いました。例えば、公民館とかの居場所へ来た子ども、またはインターネット経由で訪問してきた子どもたちに何をするか。何を伝えるのか。その子どもたちをどのような方向に持っていくかということを考えていかないと駄目なのだなと感じました。

そこで、もしかしたら次に、最初に考えなければならないのは、その子たちが親になったときに、子どもの居場所がなくなならないような環境あるいは仕組みについて、ちゃんと子どもたちに伝えること、対策を教えることではないかと思いました。

防がなければならないのは、今、居場所がない子どもたちが親になったとき、収入面だとか、知識面などの影響によって、自分の子どももまた同じようになっていくという、スパイラルから抜け出せなくなること。また、兄弟姉妹も同じようになって、同じような子どもたちが増えていくこと。であるように思います。

次に居場所で何をやるかというところに注目して、居場所が無くなるスパイラルを防止するための知識や対策を教える場をつくっていく、または教育をしていくことが必要に思いました。居場所のない今の子どもたちを救い、将来の子どもたちも救うことにより、居場所のない子どもたちがどんどん少なくなると思いますので、このような点を検討する必要があります。

以上です。

(副委員長)

ありがとうございます。

お願いします。

(委員)

子どもたちといつも接している立場から言いますと、子どもは最近、公民館のような公的なところに余り参加しないように感じています。参加する子も相当少なくなっているなというふうに思っています。子ども食堂とかをやっているのですけれども、そうすると、例えば定員20人だと、結構定員近くまで来るのですけれども、そういう子たちは、1回来ると楽しいから、毎回来て、それで私たちと仲よくなれるのです。知り合いのおばちゃんになるので。その子たちにしたら、世代間交流もできているなというふうに思っていますけれども、ほとんどの子は来ないので、関わらないじゃないですか。そうすると、そこには世代間交流はないのだなというふうにいつも思っています。

あと、今はやっていないですけれども、通学合宿を前にやっていたのですけれども、そのときにはどうしても、三泊四日やっていたので、一緒に食べたり、一緒に寝泊まりするというのは、ものすごく親密になるので、そのときも世代間交流はものすごくできていたなというふうに。地域の中であっても、大きくなってコンビニとかで働いていたり、いろいろなところで働いているときでも声をかけてくれて、昨日たまたま福祉関係のほうでバルーンを教えていたのですけれども、そしたら、若い子が2人来て、ちょっ

とやんちゃな子なのですけれども、通学合宿にいたおばちゃんだよねと言われて、やっぱり寝泊まりして御飯を食べるというのは、ものすごく親しくなれて、世代間交流というのは、そこまで努力しないとできないというのは、すごく感じています。何年たっても、もう大分前ですけれども、そんな感じで私はお付き合いしています。

それと、もう一つ、社会人が行くような大学に私も行っていたのですけれども、そのとき不登校だった子が来ていました。私たち普通の社会人にしても、不登校の子は、不登校の感じなのですよね、どうしても。元気がないし、これはちょっと社会に出てから受け入れられるのかなというのは、そのときすごく感じたので、もっと元気になれる何かをしてあげなきゃいけないのじゃないかなというふうにそのとき思いました。確かに世代間交流は、すごく必要だなというふうに思っています。

以上です。

(副委員長)

どうもありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問等ないでしょうか。よろしいですか。

お願いします。

(委員)

ちょっと教えていただきたいのですけれども。ブランクがあるもので。

公民館の利用、非常に有効だと思います。今、実際に白井市の公民館を活用していくとしたときに、活用できる時間帯というのは、どのあたりの時間帯になるのでしょうか。

(事務局)

現在、実際に白井駅前センターですとか、そういったセンターで児童館の事業として実施しているものがありまして、中高生の居場所として、児童館の開館時間を延長して、5時から7時くらいまでを中高生の居場所として運用しているような形になりますので、学校が終わってからの時間を想定したものになるかと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(事務局)

補足なのですけれども、当市の場合は、いわゆる公民館と言われるものが複合施設になっているので、老人憩いの家と児童館とくっついています。ふだん公民館は貸出をしていますので、センターが自主事業で使うこともありますが、その方々の利用枠を奪うとってはおかしいのですけれども、そういったところでも利用しやすい部屋ということで複合施設として児童館で実施できるというのは、一つ強みとしてあるのかなと思っています。

以上です。

(副委員長)

ありがとうございます。

そのほか、ないでしょうか。

ありがとうございます。頂いた御意見は、今後の会の参考とさせていただきます。

次に、議題2のほうに移らせていただきます。

しろい子どもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

議題2につきましては、担当が子育て支援課になりますので、子育て支援課の担当者より御説明させていただきます。

(子育て支援課)

皆さん、こんにちは。子育て支援課の須藤と申します。着座にて説明させていただきます。

現在、子育て支援課では、しろい子どもプランを作成しております。このしろい子どもプランは、白井市において妊娠出産から支援を充実させて、子どもの育ちを支える環境や、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境をつくり出すために策定をしているものになります。

この計画ですが、子ども・子育て支援法の第61条に基づく計画で、5年を1期として定めるものとされていまして、今の現計画は令和6年度をもって終了するため、今年度と来年度の2年間で新しい計画を策定しています。

今の第2期の計画と、次につくる第3期の計画で何が変わるかといいますと、資料1をご覧ください。今年の4月1日に、こども家庭庁が設置されました。今まで子どもに関する政策や支援は、内閣府や文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがっていたため、分断されがちでしたが、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもの権利を保障して、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

このこども家庭庁は、本格的な少子化対策を進めて、同時に、子どもの貧困対策や児童虐待対策、若者の施策を一体的に進めていくことになります。

資料1の真ん中に組織図がありますが、こども家庭庁は、この三つの①、②、③の部門に分かれておりまして、①の企画立案・総合調整部門というのが全体の取りまとめを行う部署になります。そして、②の成育部門が子どもの育ちをサポートする部門です。そして、③の支援部門が、特に支援が必要な子どものサポートを行います。

次に、(2)のこども基本法につきましては、子ども施策を社会全体で強力に実施していくため、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにしたものです。

こども基本法が施行されまして、地方公共団体が実施することとなっているのが、次

の2ページに一覧になっています。

まず、こども基本法の第5条に、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、こども施策を策定し、実施する責務が課されています。

そして第10条に、都道府県こども計画、市町村こども計画の策定として、市町村は、国のこども大綱と都道府県のこども計画を勘案し、こども計画の策定をするよう努力義務が課されています。この国のこども大綱が今年中に策定されると言われております。

次に、第11条、こども等の意見の反映として、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとすると言われています。例えば、子どもや若者を対象としたパブリックコメントですとか意見交換会などをして、幅広く子ども・若者の声を聴取することとされております。

そして、13条、14条には、関係機関、関係団体等の有機的な連携の確保として、関係機関や民間団体などとの連携を確保するよう努力義務が課されております。

次に、3ページ、4ページには、これから策定する市の計画の内容が書かれております。

4ページを御覧ください。現行のしろい子どもプランは、四つの計画が一つになったプランになっています。上から、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援地域行動計画、子どもの貧困対策推進計画、母子保健計画という四つの計画をまとめて、しろい子どもプランを作成しています。

それぞれの計画の内容ですが、子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育の整備状況と、人口を勘案して、量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保を計画で示すものです。

二つ目の次世代育成支援地域行動計画は、短期預かり支援や健康の確保、学習機会など、地域における子育て支援の計画となっています。

三つ目の子どもの貧困対策推進計画は、経済的支援や、保護者の就労支援の対策の計画となっています。

四つ目の母子保健計画は、ハイリスク妊婦への支援や、子どもの予防接種、また健診などの保健対策の計画となっています。

そして、本年度から策定する第3期の新しい子どもプランというのは、四つの現行の子どもプランの計画にプラスして、子ども・若者計画を加えるような形になります。現行の体系に加えて、ニートやひきこもり、不登校など、困難を有する子どもや若者を支援する計画を含めた、今の計画よりもより幅広い計画策定となっていくこととなります。

こども基本法における子どもというのは、心身の発達の過程にある者とされていて、一定の年齢による上限を設けていませんので、子どもの概念をとっても広く捉えているのです。このため、計画も広い視点で策定していくこととなります。

次に、資料2を御覧ください。しろい子どもプラン策定方針です。

新しい子どもプランの策定の趣旨ですが、現行のプランが来年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする、こども基本法に基づく市町村子ども計画として、子ども施策についての一体的な計画を策定するものです。

次に、2ページを御覧ください。

計画の構成については、向かって左側が現行計画の構成となっています。そして、右側が、これからつくろうとしている新しい計画の構成となっています。第1章から第3章までと第7章は、現行計画を踏襲して、内容は最新のものに更新をしていきます。そして、新しい子どもプランは、第4章、5章、6章について、こども基本法に基づく市町村子ども計画として展開していく予定になります。

次に、4ページを御覧ください。

まず、4ページは今年度の策定スケジュールです。今年度のスケジュールは、基礎調査として、現行計画の各課からの実績など、市の課題出しや市民へのアンケート調査を行います。既に小学校5年生と中学2年生の御本人と保護者には、アンケートを学校を通じて配布をしております。そして、未就学の保護者の方には、24日に郵送で御自宅にお送りさせていただいています。アンケートは12月11日まで行い、その後、アンケート調査の単純集計結果がまとまりましたら、またこちらの会議で報告させていただきたいと思っております。

次に、5ページをご覧ください。

5ページは、来年度のスケジュールとなっています。来年度は、施設の意向調査や、子ども及び子育て支援者、そして若者等とワークショップなどを行い、結果を取りまとめて計画の骨子案を策定します。そして、策定会議及び子ども・子育て会議で審議していただき、計画を策定していく予定となっています。

今回策定するプランは、若者も対象としているため、必要に応じて、この子ども・若者育成支援協議会でも御審議をいただきたいと思いますと思っております。

そして、素案ができましたら、また御審議をいただき、その後、パブリックコメントを行い、令和7年の2月から3月頃には計画が完成する予定となっています。

次に、資料3のしろい子どもプランの策定体制の表を御覧ください。

この体制は、向かって左側が庁内検討組織である、しろい子どもプラン策定委員会と、しろい子どもプラン策定部会からの報告を、右側の庁外検討組織で審議をしていただき、さらに、市民の意見の反映として、ニーズ調査やパブリックコメントなどを経て計画を策定していきます。

今回策定する計画というのは、今までの子どもプランよりも、さらに年齢や内容を幅広い視点で考えていくこととなるため、皆さんからの御意見や助言が必要となりますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

以上となります。

(副委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえて、各委員のお立場から、お一人ずつ御質問や御意見等をお聞かせ願います。

どうですか。お願いします。

(委員)

1点だけ。こども家庭庁にも、かなり多くの仲間たちが関わっている中で、各市町がこういう計画を立てていくことになっていくなと思いつながりながら、大綱自体は12月というよりも、多分年度内に上がってくると思うのですけれども。子ども・子育てとか若者支援関係者の中で課題がすごく出ているのが、「こども若者いけんぷらす」について出ておまして。直接子どもからこども家庭庁に意見が届けられるようなシステムがあるのですけれども、その登録に当たっては、16歳未満だと、まず保護者の承諾が必要であったりとか、18歳未満においても、公的証明書、パスポートであるとか住民票であるとか、生徒手帳が必要であるとか、そういうような証明を求められて、ようやく、こども家庭庁のパブリックコメントに意見が提出できるというメンバーになれるというような。実は、それはすごくハードルが高いのですね。そういう公的書類を子ども自身が自ら取得するというのであったりとか、療育手帳であるとか、親が管理している場合であるとか、被虐待児であるとか、大人の管理下に置かれている子どもたちにとっては、スマートフォンは触れても、公的機関にアクセスするという手段がそもそもないので、そこに参加することのハードルがすごく高いと。

つまり、そこに集まってくる子どもたちとか、今のこども家庭庁の審議会での課題でもあるのですけれども、そういう各支援団体にアクセスできる若者しか意見が言えないという、いわゆる貧困であるとか困っている若者の中でも、ちょっと言葉が難しいのですが、エリート層しか意見が出せない状況になっておまして、そういうことを改善するためにも、白井市においては、もっとハードルを低くして、年齢確認が必須であるとか、16歳未満は保護者の承諾が要らないであるとか、こども家庭庁がやっていることの一步先を進んだ計画策定をしていただきたいというのが願いであります。

以上です。

(副委員長)

ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

(委員)

この計画を立てることについて、特に意見みたいなものは。具体的に上がってきてから詳細は検討したいなというところですので、早めに資料を頂ければ、検討して回答し



たいと思いますので、よろしく申し上げます。

(副委員長)

ありがとうございます。

お願いします。

(委員)

計画について教えてほしいのですけれども、来年の7月に、次の新たな計画の会議が開催されるとのことでした。我々委員の任期は来年の7月31日までであったと思いますが、この会議に召集されるのは新しい委員なのでしょうか。或いは我々がその会議に参加して検討をすることは可能なのでしょうか。

(事務局)

子ども・若者育成支援協議会につきましては、今お話のあったとおり、7月31日までの任期で皆様をお願いしていますので、子どもプランの検討の会議の開催時期によっては、次期の委員の皆様をお願いするような形になるかと思っておりますので、皆様をお願いするとしたら、7月31日までに行われる審議の部分で依頼させていただく形になるかと思っております。

(委員)

その日程的なところがどうなるかによって、せっかく着手したのに終わっちゃったり、あるいは、そういうことにならないような形で進めていただけたらというふうに思いました。

以上です。

(事務局)

ありがとうございます。

新しい委員に切り替わった場合も、また説明をさせていただき、皆様の御意見を引き継いだ形でお願いできればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(副委員長)

ありがとうございます。

お願いします。

(委員)

特にないのですけれども、先ほど委員がおっしゃっていたように、子どもの意見を反映しやすいような形で白井市のほうは進めていただけたらと私は思いますので、そちらのほう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(副委員長)

ありがとうございます。

お願いします。

(委員)

このしろい子どもプランというのをずっと今回2期目やっていますけれども、この計画の実行率というか、成功率。計画は簡単にできるけれども、実行することが難しいじゃないですか。それをちゃんと計画どおりやりましたのは、大体何%くらいできていますかね。

(子育て支援課)

年に1回、各課に実績報告をしていただいておりますが、予定どおりできなかったというのが、大体毎年1%くらいなので、ほとんどの事業が予定どおりできています。

(委員)

今までに、すごくよかった、ものすごく成功したという計画はありましたか。

(子育て支援課)

5年間、同じ内容でやっているのですが、ものすごくよかったというのは、今すぐには出てこないのですが、計画を立てていたものが達成できているので、突出しているものは特になく、見込みどおり、予定どおりできたという事業がほとんどでした。

(委員)

ありがとうございます。じゃ、99%達成できているというふうに。

(子育て支援課)

そうですね。令和4年度の実績に関しては、1%だけが達成できず、99%は達成できたという結果を頂いています。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

委員、お願いします。

(委員)

アンケート調査というところで子どもの意見を反映させていると思うのですがけれども、そのアンケート調査の対象というか、どういうふうな選び方をしているのかなと思って、ちょっとお聞きしたいのですがけれども。

(子育て支援課)

アンケートは、小学校5年生と中学2年生のお子さんにアンケートを取っています。なぜ5年生と2年生なのかというと、あまり年齢が低いとアンケートの回答が難しいのではないかという理由と、小学6年生と中学3年生ですと、大体今くらいの時期にアンケートを行うので、入試や中学入学に向けて忙しい時期になってしまうということで、一つ下の学年の小学5年生と中学2年生にアンケートを取らせていただいております。

(委員)

その選定方法というか、それは無作為な選び方でアンケートを取っている。それとも、学校にお願いして、全回答というか。

(子育て支援課)

白井の小中学校全校でお願いしています。お子さんは学校でやっていただいて、学校で回収していただいている状況なので、ほぼ100%に近い状態で、回答は頂いています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(副委員長)

どうぞ。

(委員長)

アンケートを実施するというのはすばらしいことだなと思うのですが、来年度の5月に、子育て支援者や若者等へのワークショップ等を実施すると書いてあるのですがけれども、先ほど委員が話されていたように、どうしてもワークショップを実施するということに、参加してくれる、参加エリート層みたいな、そういう若者に参加が偏ってしまうということがあったりだとか。私自身も子ども会議なんか定期的に参加していた時期があるのでありますが、そうすると、比較的、お飾り参画的に、会議には参加しているけれども根本を理解していなかったり、子どもが話せる問題設定にないので、すごく表面的な答えが子どもから出てきて終わりみたいになっていることが多いなど、昔、子ども会議に参加しているときには思っていたので、このワークショップというのが、どういうふうなものとして想定されているのか。

もちろん、今きっと、それを事業者さんがどういうふうにするか検討していると思うのですが、なかなか行政の発信する情報って子どもに届きづらいところがあると思うので、どういうふうに届けて、どういうふうに参加してもらえるようにできるかとい課の皆さんがお考えなのかとか、どういう配慮をする予定なのかということがあったら教えていただきたいのと、もし、まだそこまで詳細が決まっていなかったら、ぜひ、幅広い子ども・若者の意見が聞けるようにするにはどうしたらいいか。ワークショップって、そんなに大人数でやるものではないことが多いので、どうしても限られた若者から話を聞くことになってしまうと思うのですが、どういう若者の声をどう聞けばいいかということをご検討していただけたらと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

すごくありがちではあるのですけれども、各中学校から2人代表を出すとか、そういうやり方というのは、やっぱり学年の中とか学校の中とかで選ばれてきてしまった子たちで、ふだん、たまに中学校とか小学校を訪問させていただいているのですけれども、いわゆる問題行動があるとされている子たちほど、いろいろと話してくれたりとか、家庭の難しさを抱えていたりもするので、そういう子たちも参加できる制度とかというものもあるといいなと思いますし、例えば千葉県の中でも、社会的養護で生活している子たちもいるのです。いわゆる社会的養護、児童養護施設とか児童心理治療施設とかになるのですけれども、そういうところの子どもたちにも、家庭で生活している子たちとは違うはずなので、幅広くそういうところも含めて検討していただけるとありがたいなというか。選ばれて来きたというよりも、行きたくないやとかと言っているような子たちほど面白い意見を持っていたりとかするので、そういうところを含めて、ぜひ検討していただけるとありがたいなというふうに思いました。

(子育て支援課)

ありがとうございました。

今、課の中で考えているのが、白井に白井高校という高校がありまして、そちらの生徒さんですとか、あと、つい最近、明海大学と協定を結んだので、その大学生の皆さんに参加していただいたらどうかというような案を出しているところです。

まだこれからいろいろ、若者からの意見を来年度を中心に聞きたいと思っているので、どんな方法で選んでいこうかというのは、まだ課の中で今、思案している最中になりますので、今いろいろお話を伺って、参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

委員のほうから、お願いします。

(委員)

実際、本当に申し訳ないのですけれども、この計画をつくってきた過程というのがよく見えないので、無責任なことは言えないかなと思っています。

ただ、できるだけスピード感を持ってやっていただいたほうがいいのかなと。何月にこれ、何月にこれと、その計画自体がもう決まっているから、なかなかそれを、スピード感といっても難しいのでしょうか、計画どおり進めるといって、若者が若者でなくなっちゃうとか、3年たっちゃえば、今の中学生は中学生でなくなっちゃいますし、現場にいて恐ろしいほど、子どもたちの考え方とか社会も速く動いているので、正直、このプランで計画すると、実態にいつまでたっても追いつかないのかなという感覚を持って伺っておりました。だから具体的にどうするということまで、まだ自分は

分からないのですけれども、そんな感覚で見えていました。

以上です。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

委員長のほうから、何かありますか。

(委員長)

先ほどお話しさせていただいたので、私は。

でも、本当に今年、私、サバティカルを頂いているので、勉強する時間だとか、いろいろなスコットランドの若者支援機関に見に行ったりだとか、中間支援組織の話を聞きに行ったりして思うのが、スコットランドのほうでは、若者から始めるということと、若者が選んで参加していくということを原則として、とっても大事にしている、なので、今の中学生も3年後には若者ですらなくなっていたりするというお話がとっても大事だなと思いながら伺っていて、日本だとどうしても、全ての意思決定に時間がかかってしまったりする部分がありますし、これまでこのようにやってきたから、この計画についても、このような。

こちらの委員も、やっぱりそうだと思うのですね。皆さんが委員をしたくて来てくださっている方ばかりではなくて、小中P連から委員を出さなきゃいけないとか、警察署から委員を出さなきゃいけない。そして充て職として来て、充て職として年に2回参加して、そして帰っていくみたいな、そういう中で、なかなか参加感を委員の皆さんも持ちづらいような形で進めるのが行政の仕事だというふうに、それに慣れてしまっているところというのがあるかと思うのですけれども。子ども・若者の声を聞くというのは、行政のペースでやるとか、行政のやり方でやる、その中で聞ける範囲で聞くというものではそもそもないのではないかと思いますし。

本当に、大学で日々学生と関わっていて思うのは、今、本当に学生は社会人になりたがらないのですよね。大人になるのが嫌だというふうに言っていて、それは、こういう形で仕事をしている私たちを見て、大人になりたくないという若者が思っているということは、改めて私たちが受け止めなければいけないことで。あらかじめ決まっている既定路線の中で持っていくというやり方が、決裁を取って、稟議書を回して進めていく行政の仕事というのはそういうものだと思うのですけれども、そういうものだよというふうに進めていくだけではなくて、今の本当にあつという間に変わっていく子ども・若者の状況に対して応えるには、どういう仕組みを新たに考えていけたらいいのかとか、これまでのスピード感でいいのかとか、そういうところから検討していただけたらいいなと思いますし、きちっと勉強できる時間が取れるって本当に楽しいなと今私は思っているのですけれども。

恐らく去年、川崎市の子ども権利条例ができるまでのプロセスをまとめた本が出版さ

れたと思うのですけれども、それを見ている、川崎市の子ども権利条例をつくるために、2年間で200回集まった、公的な会議だけではなく、プライベートな会も含めて200回、行政も民間も集まって、子どもの権利条例をつくっていったんだみたいな、そんな感じの話が書かれているのですけれども。

だから、ぜひ、行政の仕事ってこういうものだよとか、割けるリソースってこうだよとかいうふうなところから始めるのではなくて、今ある課題は何なのかとか、若者はどういうふうなことを求めているのかとか、若者の側から始めるとか、課題の側から始める。そのためには何ができるか、どうしたらいいのかということを考えていただけたら、すごくいいなというふうに思います。

実際、私、この子ども・若者育成支援協議会を2期務めさせていただいているのですけれども、1期目は、なかなか皆さんが何とかしようというふうに思われない空気感があって、そこにコロナが入って、何もできなかったというふうに思ったのですけれども、2期目、最初の委員の皆さんが、今の子ども・若者のために何とかしなければいけないだろうというふうに意欲を持ってくださったことによって、今回、公民館で子ども・若者の居場所事業をしようという具体的な提言を出そうというところに行けて、本当に私は感謝しているのですけれども。今期の皆様にアンケートをお願いすると、丁寧にきちんと皆様が回答してくださることによって、できる限り、委員の皆様それぞれの意見を反映させたものに比較的なっているのではないかなと思っていました。意欲を持って参加してくださる委員の皆様に、とっても感謝しているとともに、でも、子ども・若者って、もともと行政のことに興味を持っているわけではないし、今日の最初のほうにお話があったように、学校外の場にわざわざ来ようと思う子ども・若者がそんなに多くないという中で、ここに来る意味ってあるのかなとか、ここで意見を言うことに意味があるんだな、ちゃんと反映されるんだなというふうな、やってよかった感とか、自分がいることの意味がある感みたいなものを若者が感じられるようなプロセスをたどってほしいですし、私たちの姿も子どもたちに見せることによって、ああ、こういうふうにもできるのだなと子ども・若者が思えるようなものでありたいなと思っています。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

今日の会議で出た質問等で、担当課のほうから何か補足するようなこととかはありますでしょうか。今まで頂いた意見等について。

(子育て支援課)

特に大丈夫です。ありがとうございました。

(副委員長)

そのほか、意見ないでしょうか。

(事務局)

事務局からよろしいでしょうか。

(副委員長)

お願いします。

(事務局)

御意見を頂き、ありがとうございました。

令和5年度第1回会議ということで、新しい委員の皆様には、状況も分からない中で、私の拙い説明を基に御意見を頂いたような形になってしまいました。今の委員長のお話を聴いて、私も今、働いていて、子ども・若者の困り感というのは本当に多様化してきているなと思っています。

その中で、行政がどこに対して、どのようにアプローチするのかというのがとても難しいところだというふうに思っていて、皆様から、今日様々な立場の御意見を頂きましたので、参考にさせていただきまして、この協議会の方向性につきましても検討させていただきたいと改めて思いました。どうもありがとうございました。

(副委員長)

では、議題3、その他ということで、お話があったこと以外で何かだったり、議題1、2でちょっと言い忘れたことがある方は、いらっしゃらないでしょうか。

(委員)

例えば、議長はどのような御意見をお持ちなのか、聞いてみたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(副委員長)

今日、子どもプランのほうは、聞かせていただいて、結構知らなかったことが多くて、今回資料を見て、年代が幅広いなというのが感じたことでありまして、39歳までですか、幅広くなってくると、いろいろ押さえなきゃいけないことというのが結構多くなってしまって、実際、子どもといえば、18歳くらいまでの子に対して何かしてあげるのと、成人してしまった、いわゆる大人に対しての範囲ということで、なかなかまとめていくのが大変じゃないのかなというふうにちょっと感じたところです。

その辺、どうなのでしょうかね。幅広くなってしまったことで。

(子育て支援課)

今までの計画は、18歳までの計画だったのですが、次期計画は、本当に幅広くなってしまって、これから国の大綱ですとか、県の子どもプランを参考にしながら策定していくので、どのような形になっていくのかというのが、今、本当に模索している状態です。18歳を越えた子たちの意見というのをどうやって聞いたらいいいのかとか、課の中でもいろいろな案を出し合いながら考えている状況です。今回、こちらの会議でも意見がもらえたらということで参加させていただきました。

(副委員長)

ありがとうございます。

あと、今度アンケートを頂くということになったじゃないですか。委員のほうからもさっきありましたけれども、結局、次につながらなくなっちゃうと、せっかく出した意見とか、無駄というわけじゃないのですけれども、つながるような形でやっていただけたらなと思います。

(子育て支援課)

はい。貴重な御意見を次へつなげていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

(副委員長)

ありがとうございます。

(委員)

最後に一つだけよろしいでしょうか。

(副委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

私が大学で教鞭を執っておりますと、学生からの相談ということもあるのですが、同時に、小学校、中学校とか高校も含めて訪問させていただくと、先ほど眞水議長がおっしゃったように、39歳までは幅広いなという御意見があるかと思うのですが、決して彼らが学校の区分によって分断されているわけではなくて、連続体であるという捉え方が必要だと思うのですよね。

その問題というのは、例えば背景に家庭があつたりとか、親の離婚があつたりとかという環境因子が大きかったりとか、あと、個人が持つ能力ですね、もありますけれども、そういうことを含めて、連続体として捉えていくことが必要であって。18歳までだからとか、39歳までだからというふうな捉え方のほうがちょっと危ういかなという部分もありますので、ぜひ計画策定していくに当たっては、子どもって小学生で切れるんじゃないんだとか、中学生で切れるんじゃないんだとか、義務教育が終わったら、それで終わりなんだというようなことではなく、切れ目ない支援とか交流の場というところをつくっていただけたいなと思いますので、大変でもよろしく申し上げます。

(副委員長)

どうもありがとうございます。

そのほか、ないでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

先ほど委員長がおっしゃった、子どもが、自分がここにいる意味があるかどうかとい



うお話がすごく感激しました。今まではそんなに深く考えていなかったのですが、子どものためには、この子のために何ができるかという、そのこの子の意味を追求するような扱い方をしていきたいなというふうに思いました。委員長、ありがとうございます。

(副委員長)

ありがとうございます。

そのほか、ないでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして令和5年度第1回子ども・若者育成支援協議会会議を閉会いたします。

#### ●使用した資料

①令和5年度第1回白井市子ども・若者育成支援協議会会議資料

②子ども・若者の居場所づくりに関する提言について

③アンケート#DOKOすき?集計

④西白井複合センター仕様書抜粋

⑤しろい子どもプラン(第3期白井市子ども・子育て支援事業計画) 子ども・子育てを取り巻く国の動向について

⑥しろい子どもプラン(第3期白井市子ども・子育て支援事業計画) 策定方針

⑦しろい子どもプラン(第3期白井市子ども・子育て支援事業計画) 策定体制